



宮 崎 県 公 報

令和8年4月27日(月曜日) 第708号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 64,800 円

目 次

告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 保安林の指定 (2件) …………… (自然環境課) 1

- 特定計量器の定期検査の実施…………… (商工政策課) 1
- 公 告
- 土地改良区の定款変更の認可 (5件) …………… (団体指導検査課) 3
- 土地改良区の土地改良事業計画変更の認可…………… (農村整備課) 3
- 教育委員会規則
- 県教育庁組織規則の一部を改正する規則…………… 3

告 示

宮崎県告示第 354号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号。以下「法」という。) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当する者を指定したので、法第55条の 3 第 1 号及び生活保護法施行規則 (昭和25年厚生省令第21号) 第12条 (中国残留邦人等支援法第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
早田 雅博 訪問マッサージハ ートナー延岡	延岡市恒富町1丁目6 -5伊東コーポ 203号	令和8年3月17日
井野内 佐和子 訪問マッサージハ ートナー日向	日向市上町1丁目47番 地	令和8年3月17日

宮崎県告示第 355号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 日南市南郷町潟上字管之脇7560-2
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字管之脇7560-2 (次の図に示す部分に限る。)
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 356号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 保安林の所在場所 串間市大字崎田字永田3234-1・3235 (以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに串間市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 357号

計量法 (平成4年法律第51号) 第19条第 1 項の規定により、次のとおり特定計量器の定期検査を実施する。ただし、特定計量器が特定計量器検定検査規則 (平成5年通商産業省令第70号) 第39条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、令和8年11月1日から令和8年11月30日までの間に当該特定計量器の定期検査を当該特定計量器の所在の場所で実施する。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

対象となる特定計量器	検査期間	検査時間	検査場所	検査区域	質量計	9月4日	午前10時30分から 午後2時30分まで	道の駅く しま市民 交流施設 宮崎県計 量検定所	串間市
質量計	6月1日 6月3日 6月8日 6月10日 6月12日 6月24日 6月1日 から7月 31日まで	午前10時から 正午まで 午前10時から 正午まで 午前10時から 午後2時30分まで 午前10時から 正午まで 午後1時から 午後3時まで 午前10時から 正午まで	木城町役 場 道の駅つ の一の宮 交流館 川南町役 場別館 高鍋町役 場別館 西米良村 役場 新富町総 合交流セ ンター「 きらり」 大集会室 宮崎県計 量検定所	木城町 都農町 川南町 高鍋町 西米良村 新富町 児湯郡全 域	質量計	9月4日 から10月 31日まで	午前9時から 午後4時まで		
質量計	7月2日 7月3日 7月2日 から8月 31日まで	午後1時30分から 午後3時30分まで 午前9時30分から 正午まで 午前9時から 午後4時まで	高千穂町 中央体育 館 Gパーク 五ヶ瀬ド ーム駐車 場 宮崎県計 量検定所	高千穂町 五ヶ瀬町 高千穂町 、五ヶ瀬 町全域	質量計	9月9日 9月10日 9月11日 9月9日 から10月 31日まで	午後1時30分から 午後3時30分まで 午前9時30分から 午後5時まで 午前9時30分から 正午まで 午前9時から 午後4時まで	延岡市島 野浦島開 発総合セ ンター 延岡市中 小企業振 興センタ ー 延岡市中 小企業振 興センタ ー 宮崎県計 量検定所	延岡市 (北方町 、北川町 、北浦町 を除く全 域)
質量計	7月8日 7月10日 7月15日 7月8日 から8月 31日まで	午前10時から 正午まで 午前10時から 正午まで 午前10時から 午後2時まで 午前9時から 午後4時まで	須木総合 ふるさと センター 高原町役 場 小林市野 尻庁舎 宮崎県計 量検定所	小林市須 木 高原町 小林市野 尻 小林市野 尻、小林 市須木、 高原町全 域	質量計	10月5日 10月5日 10月6日 10月7日 10月5日 から11月 30日まで	午前10時から 正午まで 午後1時30分から 午後3時30分まで 午前10時から 午後2時30分まで 午前10時から 午後2時30分まで 午前9時から 午後4時まで	都城市沖 水地区公 民館 都城市庄 内地区公 民館 都城市コ ミュニテ ィセンタ ー 都城市コ ミュニテ ィセンタ ー 宮崎県計 量検定所	都城市 (高城町 、山之口 町、高崎 町、山田 町を除く 全域)
質量計	7月31日 7月31日 から8月 31日まで	午後1時から 午後3時まで 午前9時から 午後4時まで	日之影町 役場 宮崎県計 量検定所	日之影町	質量計	10月20日 10月21日 10月27日 10月28日 10月20日	午前9時30分から 午後2時30分まで 午前9時30分から 正午まで 午前9時30分から 正午まで 午前10時から 正午まで 午前9時から	日南市役 所南別館 日南市役 所南別館 日南市北 郷町地域 振興セン ター 日南市南 郷町ハー トフルセ ンター 宮崎県計	日南市

から11月 30日まで	午後4時まで	量検定所	
----------------	--------	------	--

備考

上記日時のうち、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに正午から午後1時までを除く。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、石崎土地改良区（宮崎市）から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南田土地改良区（宮崎市）から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により

、佐土原町土地改良区（宮崎市）から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、尾鈴土地改良区（川南町）から令和8年4月1日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、黒田土地改良区（宮崎市）から令和8年4月2日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、三財川筋土地改良区（西都市）の土地改良事業計画（維持管理事業）の変更を認可した。

令和8年4月27日

宮崎県知事 河野俊嗣

教育委員会規則

県教育庁組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

宮崎県教育委員会教育長 吉村達也

宮崎県教育委員会規則第6号

県教育庁組織規則の一部を改正する規則

県教育庁組織規則（昭和50年宮崎県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（教職員課の分掌事務） 第7条 教職員課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（7） [略]	（教職員課の分掌事務） 第7条 教職員課においては、次の事務をつかさどる。 （1）～（7） [略] <u>（8） 教育職員免許状再授与審査会に関すること。</u>

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。

--	--